官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示の一部を改正する件（国土交通三九五）　一
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産八三三）　三
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同八三四）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消関係　六一
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　六二
会社その他
会社決算公告　六四

法規的告示

○国土交通省告示第三百九十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十六条の規定に基づき、公職の候補者用特殊乗車券及び特殊航空券の発行方法等を定める告示（平成六年運輸省告示第八百十九号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十七日以降に公示され又は告示される選挙について適用する。

令和七年五月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌